処	分	等	€ (	か	種	類	業務停止10日間(業務停止期間 令和5年4月8日から令和 5年4月17日)、指示
事	実	発	生	年	月	日	令和4年1月10日
事	実	探	知	の	動	機	立入調査
聴	聞		年	年 月		日	令和5年2月27日
処	分	分		三月		日	令和5年3月23日
違。	反条	項	又は	該	当条	: 項	宅地建物取引業法第31条の3第3項 、第35条第1項、 第37条第3項
処	分章	等の	りを	艮 拠	条	項	宅地建物取引業法第65条第2項第2号、第65条第1項
被	商号又は名称					称	株式会社リビングワーク
処	代 表 者					者	山川 美千代
分	免許番号及び免許年月日						北海道知事 石狩(3)第7819号 令和3年4月25日
者	主たる事務所の所在地					E 地	北海道札幌市厚別区厚別南六丁目2番10号

## 処分等の理由

1 唯一の専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の有効期限の満了日は令和4年1月9日であるが、令和5年1月20日に新たな宅地建物取引士証の交付を受けるまでの約1年間、専任の宅地建物取引士の設置がない。

なお、専任の宅地建物取引士の設置がない場合は、2週間以内に宅地建物取引業法第31条の3第1項の規定に適合させるための必要な措置を執らなければならない。

このことは、宅地建物取引業法第31条の3第3項の規定に違反し、同法第65条第2項第2号に該当する。

- 2 専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の有効期限の満了後、新たな宅地建物取引士証の 交付を受けるまでの間、宅地建物取引業法第35第1項の規定に基づく重要事項説明を当該専 任の宅地建物取引士が行っているが、宅地建物取引士が説明したことに該当しない(1件)。 このことは、宅地建物取引業法第35条第1項の規定に違反し、同法第65条第2項第2号 に該当する。
- 3 専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の有効期限の満了後、新たな宅地建物取引士証の 交付を受けるまでの間、宅地建物取引業法第37第1項の規定に基づき契約の相手方に交付す る書面に、当該専任の宅地建物取引士が記名押印を行っている(1件)。

このことは、宅地建物取引業法第37条第3項に違反し、同法第65条第1項に該当する。

原因者

- ・業者個人又は法人である業者の代表者(取引士資格あり/なし)
- ・代表者以外の役員又は政令使用人(取引士資格あり/なし)
- ・一般セールスマン(取引士資格あり/なし)

## (記載上の注意)

- 1 記入該当事項がないときは、該当欄に斜線を引いてください。
- 2 違反条項又は該当条項欄は、違反態様が重複するものについては、主な違反条文とその他の

違反条文(従)とに分けて記載してください。この場合、主な違反条文は、必ず一つとしてください。

- 3 処分等の理由欄は、違反事実がよくわかるように具体的に記載してください。
- 4 原因者欄は、該当するものに○をつけてください。原因者とは、トラブルの中で実質的に責任が最も重いと判断される者をいい、複数の取引が原因で複数の者が責任ある場合には、2つ以上の○をつけても構いません。